

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県税条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十一号）（税務課）

一 趣旨

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部改正に伴い、規定の整備を行う。

二 内容

- (一) 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の題名等が改められることに伴い、条例中の文言を改める。
- (二) 道路運送車両法第四十一条に第二項が加えられることに伴い、条例中の文言を改める。
- (三) その他
- その他の規定の整備を行う。

三 施行期日

- 二(一)については、公布の日又は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日のいずれか遅い日
- 二(二)については、道路運送車両法の一部を改正する法律の施行の日
- 二(三)については、道路運送車両法の一部を改正する法律の附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日